

三木町告示第88号

三木町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年4月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第26号

三木町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要綱の一部を改正する要綱

三木町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要綱（平成23年三木町要綱第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「買入れ」の次に「、借入れ」を加え、「物品製造の請負等（）」を「製造、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に関するものを除く。）」に改め、「の契約」を削る。

第2条第1項中「各号」を「の左欄」に、「当該各号」を「それぞれ同表の右欄」に改め、同条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、前項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である町が承認した再委託先等があることが明らかになったときは、情状に応じて当該指名停止の期間の範囲内において期間を定め、当該再委託先等に対して指名停止を併せ行うものとする。

3 町長は、第1項の規定により事業協同組合又は共同企業体に対して指名停止を行うときは、情状に応じて当該指名停止の期間の範囲内において期間を定め、当該事業協同組合又は共同企業体の有資格業者である組合員又は構成員（当該指名停止について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）に対して指名停止を併せ行うことができる。

第2条の次に次の1条を加える。

（有資格業者でない共同企業体の取扱い）

第2条の2 町長は、有資格者でない共同企業体が別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員である有資格者（当該措置要件に該当することについて明らかに責を負わないと認められる者を除く。）が当該措置要件に該当するものとみなして、この要綱の規定を適用することができる。

第3条第1項中「各号」を「の左欄」に、「当該各号」を「それぞれ同表の右欄」に改め、同条第2項及び第3項中「各号」を削り、同条第4項中「各号」を「の左欄」に、「当該各号」を「別表」に改め、同条第5項中「又は」を「、又は」に改め、「各号」を削る。

第4条第1項中「第1項」の次に「から第3項まで」を加え、「又は」を「、又は」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「第14号」を「第15号」に改め、「第1項」の次に「から第3項まで」

を加える。

第5条中「別表に掲げる措置要件に該当しない」を「責めを負わない」に改める。

第6条第1項中「第1項」の次に「から第3項まで」を加え、同条第2項中「について」を削り、同条第3項中「第2項」を「第4項」に、「この場合において」を「この場合においては」に改める。

第8条ただし書中「あり、あらかじめ町長の承認を受けた」を「あると認める」に改める。

別表1の項中「競争入札参加資格審査申請書」を「、競争入札参加資格審査申請書」に改め、同表3の項中「次に掲げる者が、」を「次に掲げる者が」に改め、同表中「

イ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	6月以上12月以内
ウ 有資格者の使用人で、ア及びイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	4月以上9月以内

」を「

イ 有資格者の役員（執行役員を含む。以下同じ。）又はその支店若しくは営業所を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	6月以上12月以内
ウ 有資格者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	4月以上9月以内

」に改める。

別表4の項及び5の項中「次に掲げる者が、」を「次に掲げる者が」に改める。

別表10の項中「個人、」を削り、「（以下「代表一般役員等」という。）が」を「（以下「代表一般役員等」という。）が、」に改め、同表13の項中「密接な」を「社会的に非難されるべき」に改め、同表中「

14 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団又は暴力団関係者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
---	--------------------

」を「

14 契約等の相手方が第10号から前号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
15 第10号から第13号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前項に該当する場合を除く。）におい	当該認定をした日から1月以上6月以内

て、町が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。	
---	--

」に、「

15 前各号に掲げる場合のほか、個人又は代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内
--	--------------------

」を「

16 個人又は代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内
---	--------------------

（調査及び報告の拒否）

17 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査又は報告に関し、個人、有資格業者の役員又はその使用人が、正当な理由がなく、調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
--	--------------------

（監督及び検査の妨害）

18 町が発注する物品の買入れ等の契約に係る地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査に関し、個人、有資格業者の役員又はその使用人が、正当な理由がなく、当該監督又は検査を妨げたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
---	--------------------

（経営不振）

19 次に掲げる場合のいずれかに該当し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から
--	------------

イ 発行した手形が不渡りとなり、手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。	取引が再開される等信用回復が確認されるまで
--	-----------------------

ロ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあったとき。	再生計画認可の決定の確定が確認されるまで
--	----------------------

ハ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続	更生手続開始の決定が確認されるまで
-------------------------------	-------------------

開始の申立てがあったとき。	
ニ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがあったとき。	破産手続廃止又は破産手続終結の決定が確認されるまで

」に、「

16 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、個人、有資格者の役員又はその使用人が法令に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から3月以上9月以内
---	--------------------------

」を「

20 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、個人、有資格者の役員又はその使用人が法令に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から3月以上9月以内
---	--------------------------

」に、「

17 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
--	--------------------

」を「

21 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
--	--------------------

」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。